

事 務 連 絡
平成31年4月17日

関 係 各 位

内閣府プレミアム付商品券事業担当室

プレミアム付商品券事業における
ポスター・チラシの掲示（設置）への協力依頼について

内閣府所管の行政事務につきましては平素から多大なご理解及びご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

消費税・地方消費税の10%への引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を下支えすることを目的として、プレミアム付商品券事業を実施することとなりました。

プレミアム付商品券については、購入対象者に購入希望申請、購入及び使用をしていただくこととなりますが、販売事務等を担当する各市区町村が購入対象者を完全に捕捉できないことから、より多くの方にご利用いただくためには、購入対象者に対する広報活動が極めて重要となります。

各関係団体等におかれましては、購入対象者と接点の多い施設等に、ポスター・チラシの掲示（設置）のご協力をいただきますとともに、各省庁におかれましては、庁舎におけるポスター・チラシの掲示（設置）につきましてご協力をお願いいたします。（電子媒体もご提供いたします。）

まず、ポスター・チラシの設置先の確保をお願いするとともに、登録様式により各関係団体等や省庁の名称、連絡先等を記載し、各省庁にて取りまとめをいただき、4月24日（水）午前までに下記担当者あてメールにてご登録をお願いいたします。

なお、ポスター・チラシの配送等は業者へ委託することを予定しており、枚数や配送方法などの調整については、委託業者とご登録いただいた関係団体等及び各省庁のご担当者との間で直接行っていただくことを考えております。登録様式に業者との直接連絡の可否について記載いただく箇所がございますのでご確認下さい。この広報を円滑に実施するにあたり可能な限り承諾いただければと思います。

（担当者連絡先）

内閣府プレミアム付商品券事業担当室

大和田：mamoru.owada.b3n@cas.go.jp

八木：shinsuke.yagi.m2b@cas.go.jp

TEL：03-6257-1738（直通）

FAX：03-6257-3982

ポスター・チラシ掲示（設置）スケジュール

日 程	作 業
6月上旬	部数・配送先等登録フォーム送信 ※配送業務受託業者（トッパン・フォームズ株式会社）から各関係団体等の担当者様あてにメールにて送信
6月中旬まで	部数・配送先等登録 ※各関係団体等の担当者様から配送業務受託業者あてに返信
6月中旬～6月下旬	部数・配送先等調整 ※必要に応じて、配送業務受託業者から各関係団体等の担当者様へ照会
7月上旬～7月下旬	ポスター・チラシ発送 ※配送業務受託業者からご指定の配送先へ発送
令和2年2月～3月頃	ポスター・チラシの撤収を各関係団体等にお知らせ ※各自治体の商品券使用終了日を踏まえ、内閣府（又は配送業務受託者）から各関係団体等の担当者様へポスター・チラシの撤収の周知を依頼

プレミアム付商品券事業について

- 消費税・地方消費税率の10%への引上げが**低所得者・子育て世帯（0～2歳児）の消費に与える影響を緩和**するとともに、**地域における消費を喚起・下支え**することを目的として、プレミアム付商品券の販売を行う市区町村に対し、その実施に必要な経費（事業費及び事務費）を**国が全額補助**。

1. 購入対象者

- (1) **2019年度住民税非課税者（課税基準日2019.1.1）** ※住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者等を除く。
- (2) **学齢3歳未満の子（2016.4.2～2019.9.30^(注)までの間に生まれた子）が属する世帯の世帯主**

(注)消費税・地方消費税率引上げ日の前日

2. 制度概要

- 購入限度額：①上記1.(1)の該当者：券面額 **2.5万円**（販売額 2万円）
②上記1.(2)の該当者：券面額 **2.5万円**（販売額 2万円）×3歳未満の子の数
※低所得者に配慮した分割販売を実施（5千円単位）
- 割引率：**20%**（プレミアム補助額：5千円）
- 使用可能期間：2019.10～2020.3までの間で市区町村の定める期間（**市区町村には2019.10.1使用開始を目標とするよう要請**）
- 取扱事業者：**市区町村内の店舗を幅広く対象として公募**（ただし、市区町村が、社会通念上、不適切と判断する商品等の除外は可。）等

<適切な事業執行に向けた市区町村への要請事項>

- ・ 商品券の1枚あたり額面は、地域の実情に応じ、利用しやすい額とすること（例：500円）。
- ・ 商品券購入者等に対し、第三者への転売、譲渡は行わないで頂きたい旨の周知を行うこと。 等

上記制度概要等に規定する事項以外は、各市区町村が独自に実施してきた商品券事業の実施方法など**自治体が最も適切と考える実施方法を認め、自治体における迅速・円滑かつ効果的な事業執行を後押し**。

3. 予算

- 31年度予算：**1,723億円** ※30年度2次補正予算に96億円を別途計上

市区町村における標準的作業のイメージ

(2月頃) 自治体内部の事務局体制の構築

2018年度中の自治体準備経費 ⇒ 自治体の2018年度の補正予算に計上(国補正予算活用)。残額があれば繰越。

2019年度中の自治体準備経費、プレミアム分の補助費 ⇒ 自治体の2019年度の当初予算又は補正に計上(国当初予算活用)。

(2月～夏頃)

事務作業補助を委託する事業者等の選定・調整、対象者リスト作成・管理システムの構築、商品券使用可能店舗の公募、商品券の販売方法・販売期間等の検討、購入希望申請書・購入引換券・商品券作成、換金事務に係る金融機関等との調整 等

(6月頃) 住民税非課税者(課税基準日: 1/1)に購入希望申請を促すための個別広報活動の準備

6/1時点住基台帳から三歳未満子育て世帯主の抽出 ※7/31、9/30時点でも追加実施

(7月～8月頃)

非課税者分の個別広報活動実施、購入希望申請受付 → 届き次第、順次審査 ※申請受付は11月頃まで実施。

購入引換券の作成、送付準備

(9月頃～) 購入引換券発送開始 ※非課税者分は審査終了したものから順次発送、子育て世帯主分・6/1基準日分は9月中旬頃に発送。

7/31基準日分、9/30基準日分については準備でき次第できるだけ早く発送。

(10月～2月頃) 購入引換券を提示し商品券販売(分割販売) ※販売開始は、使用開始よりもやや早めとすることもありうる。

(10月～3月頃) 商品券の使用・換金処理

※ 3月末までに当年度に係る事業費・事務費について国庫補助申請。換金処理が3月末を越える場合は繰越を想定。

【商品券イメージ】

【購入引換券様式イメージ】

(表)



(裏)

「元氣」川口商品券 (プレミアム付き商品券) のご利用について

- この商品券は、**見本**までご利用いただけます。なお、有効期間を過ぎた場合は、無効となります。
- この商品券は、川口市内の「元氣」川口商品券加盟店の表示があるお店等でのみ使用できます。
- この商品券の裏面に番号のないものは、無効です。
- この商品券の利用は、1人あたり6万9千円(プレミアム分を含む)を限度とします。
- この商品券の利用できないもの
 - ・換金性の高いもの(商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカードなど)
 - ・土地および家屋の購入代金
 - ・風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの
 - ・「たばこ事業法」第36条第1項に規定するたばこの小売販売
 - ・国や地方公共団体への支払い
 - ・加盟店が利用を不可とした商品
 - ・その他、法律で商品券による購入が禁じられているもの
- この商品券は、おつりは出ません。
- 商品券の紛失及び盗難等に対し、発行者はその責を負いません。
- 購入した商品券の返品、現金との交換、譲渡、販売はできません。
- 商品券で購入した商品等については現金及び当該商品券による返金はできません。
- その他、この商品券は発行事業約款の定めにより実施します。
- 商品券は共通券、専用券の2種類です。加盟店に掲示したポスター等で、どちらを使用できるのかご確認ください。

〇〇市プレミアム付商品券購入引換券

購入者氏名 〇〇 〇〇
 購入者住所 〇〇県〇〇市・・・

購入単位 4 0 0 0 円 (利用可能額 5 0 0 0 円)
 購入回数 5 回

(市域外転出者の方へ)
本購入引換券はお住まいの市町村のプレミアム付商品券購入引換券と交換できます。

【購入確認欄】

〇〇市 購入 確認済 〇〇市 購入 確認済

↑

購入単位 1 単位を購入する毎に「購入済」印を押印

確かにん?

プレミアム付商品券

消費税率の引上げが家計に与える影響を緩和するとともに、地域の消費を下支えするためにプレミアム付商品券を発行します。



カクニャン

確認したら
申請にゃん!

あなたは対象者? 確認にゃん!

住民税非課税の方

小さな乳幼児のいる子育て世帯



2019年度分の住民税
(均等割)が
課税されていない方。

○住民税が課税されている方に扶養されている方(生計を一にする配偶者、扶養親族等)、生活保護を受給されている方は除きます。(申請必要)

2016年4月2日～
2019年9月30日までに
生まれた子がいる世帯

○お子さまおひとりにつき最大で25,000円の商品券を20,000円で購入できます。(申請不要)

※対象の方1人あたり、総額2.5万円分の商品券を、2万円で購入できます。

- 住民税非課税の方、小さな乳幼児のいる子育て世帯の両方の要件に該当する方は両方とも対象になります。
- 商品券は5回に分けて購入できます。(1回あたり5,000円分の商品券を4,000円で購入できます)
- 住民税が課税されていない方は、お住まいの市区町村への申請が必要です。
- 商品券は、市区町村から引換券をもって購入してください。
- 商品券は、原則、発行元の市区町村内の使用可能な店舗で使用できます。

お問合せ先

専用ダイヤル: レッツ プレミアム
0570-02-2036

9時から18時(平日のみ)

■IP電話からおかけの場合:050-3538-4557
■FAXでお問合せの場合:03-5690-5131

02premium.go.jp

プレミアム付商品券



「プレミアム付商品券」を装う

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

市区町村や内閣府などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。



内閣府

確認にゃん?

プレミアム付商品券

消費税率の引上げが家計に与える影響を緩和するとともに、地域の消費を下支えするためにプレミアム付商品券を発行します。



25%※もお得な
プレミアム付商品券

カクニヤン

確認したら
申請にゃん!

あなたは対象者? 確認にゃん!

住民税非課税の方

小さな乳幼児のいる子育て世帯



2019年度分の住民税
(均等割)が
課税されていない方。

○住民税が課税されている方に扶養されて
いる方(生計を一にする配偶者、扶養親族等)、
生活保護を受給されている方は除きます。
(申請必要)

2016年4月2日～
2019年9月30日までに
生まれた子がいる世帯

○おさまおひとりにつき最大で
25,000円の商品券を
20,000円で購入できます。
(申請不要)

※対象の方1人あたり、総額2.5万円分の商品券を、
2万円で購入できます。

- 住民税非課税の方、小さな乳幼児のいる子育て世帯の両方の要件に
該当する方は両方とも対象になります。
- 商品券は5回に分けて購入できます。
(1回あたり5,000円分の商品券を4,000円で購入できます)
- 住民税が課税されていない方は、お住まいの市区町村への申請が必要です。
- 商品券は、市区町村から届く引換券をもって購入してください。
- 商品券は、原則、発行元の市区町村内の使用可能な店舗で使用できます。

お問合せ先

専用ダイヤル: レッツ プレミアム
0570-02-2036

9時から18時(平日のみ)
■IP電話からおかけの場合:050-3538-4557
■FAXでお問合せの場合:03-5690-5131

02premium.go.jp

プレミアム付商品券



「プレミアム付商品券」を装う

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

市区町村や内閣府などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。



内閣府

よくあるご質問

○制度や対象について

Q. 自分が住民税が課税されているかどうか、どうすれば分かりますか？

A. 住民税は、給与等からの引き落とし又は市区町村から送付される納付書で納付します。したがって、給与等の明細書や、市区町村から送付される納税通知書の有無で確認することができます。
 なお、原則として2019年度分の住民税の給与からの引き落としは6月分の給与から、納税通知書の送付は6月初め頃までに行われます。
 なお、住民税が課税されない所得水準の目安は以下のとおりです。

【参考】住民税が課税されない所得水準の目安（非課税限度額） ※生活保護基準の1級地（東京都23区等）における非課税限度額

区分	非課税限度額 (給与収入ベース)		区分	非課税限度額 (年金収入ベース)	
	給与所得者	(公的年金等受給者)		給与所得者	(公的年金等受給者)
単身	100万円	155万円	単身	65歳以上	155万円
夫婦（配偶者を扶養）	156万円	105万円	単身	65歳未満	105万円
夫婦子1人（配偶者と子1人を扶養）	205.9万円	211万円	夫婦（配偶者を扶養）	65歳以上	211万円
夫婦子2人（配偶者と子2人を扶養）	255.9万円	171.3万円	夫婦（配偶者を扶養）	65歳未満	171.3万円

○申請や使用法等について

Q. 申請書はどこで手に入りますでしょうか？

A. 申請書は、多くの市区町村で、購入対象の方に個別に郵送していますが、申請受付が始まっても申請書が届かない場合は、2019年1月1日時点で住民票のある市区町村へお問い合わせください。
 なお、2016年4月2日から2019年9月30日までに生まれた子がいる世帯分の商品券については申請は不要です。

Q. 商品券は全国共通で、どこでも使えるのでしょうか？

A. 原則、発行元の市区町村内でのみ使用が可能です。一部ご利用いただけない店舗や商品がある場合もありますので、詳しくは発行元の市区町村へお問合せください。

Q. 商品券を紛失した場合、再発行してもらえますのでしょうか？
 また、商品券の使用期限が過ぎた場合、返金してもらえますのでしょうか？

A. 原則再発行はできません。
 また、返金もできませんので市区町村が定めた使用期限内に使用するようにご注意ください。

Q. 自分で買い物に行けませんが、代理の方に使ってもらえますでしょうか？

A. 日頃から身の回りの世話をしている方等、代理の方の使用も可能です。
 但し、第三者への譲渡はできません。



確にん？ プレミアム付商品券

消費税率の引上げが家計に与える影響を緩和するとともに、地域の消費を支えるためにプレミアム付商品券を発行します。



確認したら
申請にゃん！

あなたは対象者？確認にゃん！



住民税非課税の方
 小さな乳幼児のいる子育て世帯

2019年度分の住民税（均等割）が課税されていない方。
 2016年4月2日～2019年9月30日までに生まれた子がいる世帯

※対象の方1人あたり、総額2.5万円分の商品券を、2万円で購入できます。
 ○住民税非課税の方、小さな乳幼児のいる子育て世帯の両方の要件に該当する方は両方とも対象になります。
 ○商品券は5回に分けて購入できます。
 ○（国庫から5,000円分の商品券を5,000円で購入できます）
 ○住民税が課税されない方は、お住まいの市区町村への申請が必要です。
 ○商品券は、市区町村から返金申請書をもって購入してください。
 ○商品券は、原則、発行元の市区町村内でのみ使用可能な店舗で使用できます。

お問合せ先

専用ダイヤル： **レッツ プレミアム**
0570-02-2036
 9時から18時（平日のみ）
 ■IP電話からおかけの場合：050-3538-4557
 ■FAXでお問合せの場合：03-5690-5131

02premium.go.jp
プレミアム付商品券

「プレミアム付商品券」を装う
 “振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。
 市区町村や内閣府などからきた不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。



プレミアム付商品券とは？

購入対象者

① 2019年度の住民税が課税されていない方

- ・住民税が課税されている方に扶養されている方(生計を一にする配偶者、扶養親族等)
- ・生活保護の受給者は除きます

両方の要件に該当する方は両方とも対象になります。

② 2016年4月2日から2019年9月30日までに生まれたお子さまがいる世帯の世帯主

制度概要

● 購入限度額

- ・住民税非課税の方(上記①): おひとりにつき、最大25,000円の商品券を20,000円で購入できます。
- ・子育て世帯主(上記②): 対象となるお子さまおひとりにつき、最大25,000円の商品券を20,000円で購入できます。

※①②の両方の要件に該当する方は、それぞれの立場で限度額まで購入できます(下の「例えば…」を参照)。

※商品券は5,000円単位で購入することもできます(5,000円分の商品券を4,000円で購入できます。)

※商品券1枚あたりの額面は小口とし、利用しやすい額面としております。

※期間は市区町村によって異なりますのでご注意ください。

● 申請期間: 2019年7月頃から11月頃(市区町村の定める期間)

※上記②の子育て世帯主分は申請不要です。

● 購入可能期間: 2019年10月頃から2020年2月頃(市区町村の定める期間)

● 使用可能期間: 2019年10月1日から2020年3月31日の間で市区町村の定める期間



例えば・・・

夫婦2人で子どもが2人(2歳、0歳)世帯全員が非課税の場合



住民税非課税の方4人分対象児童2人分が該当します。

総額15万円の商品券を、12万円で購入できます。(2.5万円×6人分=15万円)

夫婦2人で子どもが2人(2歳、0歳)世帯主が課税者で家族を扶養している場合



対象児童2人分が該当します。

総額5万円の商品券を、4万円で購入できます。(2.5万円×2人分=5万円)

夫婦2人世帯全員が非課税の場合



住民税非課税の方2人分が該当します。

総額5万円の商品券を、4万円で購入できます。(2.5万円×2人分=5万円)



プレミアム付商品券 申請から使用までの流れ(目安)

1 申請する

- ・申請書入手する(入手方法はよくあるご質問をご確認ください。)
- ・申請書に必要事項を記入して、提出してください。
- ※購入対象者②については申請は不要です。
- ※DV被害者で他の市区町村から住民票を移さずにお住まいの方については、現在お住まいの市区町村等にご相談ください。

2 引換券が届く

- ・購入対象者①の方は申請した市区町村から引換券が届きます。
- ・購入対象者②の方は、住民票のある市区町村から住民票の所在地に引換券が届きます。

3 商品券を購入する

- ・市区町村が指定する窓口で、現金と引換券・本人確認書類を示し商品券を購入してください。最大5回に分けて購入することもできます。

4 商品券を使用する

- ・商品券は使用可能な期間中に発行元の市区町村内の使用可能な店舗でご使用ください。
- ※商品券は、代理の方でも使用できます
- ※商品券の転売や譲渡は行わないでください。



※申請書入手方法はよくあるご質問をご確認ください。 ※市区町村によってスケジュールが異なりますのでご注意ください。

確認にん? プレミアム付商品券

消費税率の引上げが家計に与える影響を緩和するとともに、地域の消費を下支えするためにプレミアム付商品券を発行します。



確認したら
申請にゃん!

あなたは対象者?確認にゃん!

住民税非課税の方

小さな乳幼児のいる子育て世帯



2019年度分の住民税
(均等割)が課税されていない方。

○住民税が課税されている方に扶養されている方(生計を一にする配偶者、扶養親族等)、生活保護を受給されている方は除きます。(申請必要)

2016年4月2日～
2019年9月30日までに
生まれた子がいる世帯

○お子さまおひとりにつき最大で25,000円の商品券を、20,000円で購入できます。(申請不要)

※対象の方1人あたり、総額2.5万円分の商品券を、2万円で購入できます。

○住民税非課税の方、小さな乳幼児のいる子育て世帯の両方の要件に該当する方は両方とも対象になります。

○商品券は5回に分けて購入できます。

(1回あたり5,000円分の商品券を4,000円で購入できます)

○住民税が課税されていない方は、お住まいの市区町村への申請が必要です。

○商品券は、市区町村から届く引換券をもって購入してください。

○商品券は、原則、発行元の市区町村内の使用可能な店舗で使用できます。

カクニャン

お問合せ先

専用ダイヤル: レッツ プレミアム
0570-02-2036

9時から18時(平日のみ)

■IP電話からおかけの場合:050-3538-4557

■FAXでお問合せの場合:03-5690-5131

02premium.go.jp

プレミアム付商品券



「プレミアム付商品券」を装う

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

市区町村や内閣府などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や警察署(または警察相談専用電話(☎9110))にご連絡ください。



内閣府

プレミアム付商品券とは？

購入対象者

① 2019年度の住民税が課税されていない方

- ・住民税が課税されている方に扶養されている方(生計を一にする配偶者、扶養親族等)
- ・生活保護の受給者は除きます

両方の要件に該当する方は
両方とも対象になります。

② 2016年4月2日から2019年9月30日までに生まれたお子さまがいる世帯の世帯主

制度概要

● 購入限度額

- ・住民税非課税の方(上記①)：おひとりにつき、最大25,000円の商品券を20,000円で購入できます。
- ・子育て世帯主(上記②)：対象となるお子さまおひとりにつき、最大25,000円の商品券を20,000円で購入できます。

※①②の両方の要件に該当する方は、それぞれの立場で限度額まで購入できます(下の「例えば…」を参照。)

※商品券は5,000円単位で購入することもできます(5,000円分の商品券を4,000円で購入できます。)

※商品券1枚あたりの額面は小口とし、利用しやすい額としております。

※期間は市区町村によって異なりますのでご注意ください。

● 申請期間：2019年7月頃から11月頃(市区町村の定める期間)

※上記②の子育て世帯主分は申請不要です。

● 購入可能期間：2019年10月頃から2020年2月頃(市区町村の定める期間)

● 使用可能期間：2019年10月1日から2020年3月31日の間で市区町村の定める期間



例えば・・・



プレミアム付商品券とは？

購入対象者

① 2019年度の住民税が課税されていない方

- ・住民税が課税されている方に扶養されている方(生計を一にする配偶者、扶養親族等)
- ・生活保護の受給者は除きます

両方の要件に該当する方は
両方とも対象になります。

② 2016年4月2日から 2019年9月30日までに 生まれたお子さまがいる 世帯の世帯主



プレミアム付商品券 申請から使用までの流れ(目安)

1 申請する

- ・申請書を手する(入手方法はよくあるご質問をご確認ください。)
- ・申請書に必要事項を記入して、提出してください。
- ※購入対象者②については申請は不要です。
- ※DV被害者で他の市区町村から住民票を移さずにお住まいの方については、現在お住まいの市区町村等にご相談ください。

2 引換券が届く

- ・購入対象者①の方は申請した市区町村から引換券が届きます。
- ・購入対象者②の方は、住民票のある市区町村から住民票の所在地に引換券が届きます。

3 商品券を購入する

- ・市区町村が指定する窓口で、現金と引換券・本人確認書類を示し商品券を購入してください。最大5回に分けて購入することもできます。

4 商品券を使用する

- ・商品券は使用可能な期間中に発行元の市区町村内の使用可能な店舗でご使用ください。
- ※商品券は、代理の方でも使用できます
- ※商品券の転売や譲渡は行わないでください。



よくあるご質問

○制度や対象について

Q. 自分が住民税が課税されているかどうか、どうすればわかりますか？

- A.** 住民税は、給与等からの引き落とし又は市区町村から送付される納付書で納付します。したがって、給与等の明細書や、市区町村から送付される納税通知書の有無で確認することができます。なお、原則として2019年度分の住民税の給与からの引き落としは6月分の給与から、納税通知書の送付は6月初め頃までに行われます。そのほか、例えば、
- 介護保険料決定通知書に記載されている「保険料の段階」が一定段階以上となっている場合
 - 制度概要の「【参考】住民税が課税されない所得水準の目安」以上の場合には、基本的に住民税が課税されています。

○申請や使用法等について

Q. 申請書はどこで手に入るのでしょうか？

- A.** 申請書は、多くの市区町村で、購入対象の方に個別に郵送していますが、申請受付が始まって申請書が届かない場合は、2019年1月1日時点で住民票のある市区町村へお問い合わせください。
2016年4月2日から2019年9月30日までに生まれた子がいる世帯分の商品券については申請は不要です。

Q. 商品券は全国共通で、どこでも使えるのでしょうか？

- A.** 原則、発行元の市区町村内でのみ使用が可能です。一部ご利用いただけない店舗や商品がある場合もありますので、詳しくは発行元の市区町村へお問合せください。

制度概要

●購入限度額

- ・住民税非課税の方(上記①):おひとりにつき、最大25,000円の商品券を20,000円で購入できます。
- ・子育て世帯主(上記②):対象となるお子さまおひとりにつき、最大25,000円の商品券を20,000円で購入できます。

※①②の両方の要件に該当する方は、それぞれの立場で限度額まで購入できます(下の「例えば…」を参照。)※商品券は5,000円単位で購入することもできます(5,000円分の商品券を4,000円で購入できます。)※商品券1枚あたりの額面は小口とし、利用しやすい額としております。※期間は市区町村によって異なりますのでご注意ください。

●申請期間:

2019年7月頃から11月頃(市区町村の定める期間)

※②の子育て世帯主分は申請不要です。

●購入可能期間:

2019年10月頃から2020年2月頃
(市区町村の定める期間)

●使用可能期間:

2019年10月1日から2020年3月31日の間
で市区町村の定める期間



お問合せ先

専用ダイヤル: レッツ プレミアム
0570-02-2036

- 9時から18時(平日のみ)
- IP電話からおかけの場合:050-3538-4557
- FAXでお問合せの場合:03-5690-5131



「プレミアム付商品券」
を装う

“振り込め詐欺”や
“個人情報の詐取”に
ご注意ください。

市区町村や内閣府などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。

確にん?

プレミアム付商品券

消費税率の引上げが家計に与える影響を緩和するとともに、地域の消費を下支えするためにプレミアム付商品券を発行します。



02premium.go.jp

プレミアム付商品券

